

令和5年度トラック運送業界における不正改造車排除運動

【北海道トラック協会実施要領】

令和5年5月
(公社)北海道トラック協会

1 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、道内における不正改造車を排除するため、各地区トラック協会と連携して積極的な運動を展開する。

2 実施期間

- (1) 「不正改造車排除運動」は、年間を通じた運動とする。
- (2) 令和5年6月の1ヶ月間を強化期間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3 不正改造排除項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

3 実施内容

- (1) 北ト協「TRUCKレポート北海道」6月号に運動内容を掲載トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 北ト協ホームページ上に「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時における、事業所への啓発・指導を実施する。
- (4) 北海道運輸局及び各支局が行う街頭検査・啓発等へ協力する。

不正改造防止自主点検票

点検実施の日	年 月 日	点検実施の者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

貨物自動車運送事業者等による 不正改造車排除運動の具体的実施事項

北海道トラック協会

- 従業員に対する指導
「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るなど法令遵守のための指導を行う。
- 適正な車両の運行の徹底
不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を徹底する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。
- 自主点検の実施
事業所ごとに実施責任者を選任し、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について別紙「自主点検票」を活用し定期的な自主点検の実施に努める。
- 不正改造車の排除のための情報提供等
不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、北海道運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報の受付及び相談窓口

- 不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報提供内容
 - 不正改造車及び迷惑黒煙車の自動車登録番号
 - 不正改造の内容
 - 発見日及び発見場所
- 受付及び相談窓口

北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課(011-290-2752)

札幌運輸支局 検査・整備・保安担当 (011-731-7168)

函館運輸支局 検査・整備・保安担当 (0138-49-8864)

旭川運輸支局 検査・整備・保安担当 (0166-51-5363)

室蘭運輸支局 検査・整備・保安担当 (0143-44-3013)

釧路運輸支局 検査・整備・保安担当 (0154-51-2523)

帯広運輸支局 検査・整備・保安担当 (0155-33-3282)

北見運輸支局 検査・整備・保安担当 (0157-24-7633)